# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 19 | 母子保健に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田町は母子保健に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
| --- | --- |
| 特記事項 | |

## 評価実施機関名

岐阜県揖斐郡池田町

## 公表日

令和7年2月20日

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 母子保健に関する事務 |
| ②事務の概要 | ・母子保健法に基づき、妊娠・出産又は育児に関する保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導、妊娠届け出の受理及び母子健康手帳交付の実施、低体重児の届け出の受理等に関する事務処理、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務処理、及び養育医療における費用徴収等に関する事務の処理を行っている。<br>・中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。<br>・サービス検索・電子申請機能で妊娠届出書の受領、マイナポータルのお知らせ機能での健康診査の通知をする。 |
| ③システムの名称 | 新健康管理システム（健康かるて）、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能 |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 保健指導ファイル、訪問指導（新生児・妊産婦・未熟児）ファイル、健康診査ファイル、妊娠の届け出及び母子手帳発行に関するファイル、低体重児の届け出に関するファイル、養育医療に関するファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項<br>別表70の項 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 情報照会：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項、96の項<br>情報提供：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、48の項、71の項、80の項、95の項、112の項、125の項、161の項 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 民生部　保健センター |
| ②所属長の役職名 | 保健センター所長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 総務課　岐阜県揖斐郡池田町六之井1468－1　0585－45－3111 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 池田町保健センター　岐阜県揖斐郡池田町本郷1628－2　0585－45－3191 |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | [　　]適用した |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年2月18日 時点 |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年2月18日 時点 |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [　　基礎項目評価書　　] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | **[　　]委託しない** |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | **[　　]提供・移転しない** |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | **[　　]接続しない（入手）** | **[　　]接続しない（提供）** |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守し、申請者からマイナンバーの提供を受けること、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を複数名で行っている。マイナンバーの記載がない場合、対象者の同意を得たうえで、組織内の住基システムにおいて、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。<br>なお、マイナンバーの照会にあたっては、適切な権限がある担当者のみ照会できるよう設定している。 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | ［ ○ ］ 自己点検　　［　　］ 内部監査　　［ ○ ］ 外部監査 |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | [　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する |
|---|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | ［ 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］<br>＜選択肢＞<br>1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9） 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 池田町情報セキュリティポリシーに基づき、漏えい・滅失・毀損リスクを防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。<br>・特定個人情報を含む書類は施錠できるキャビネットに保管している。<br>・破棄時には、複数名で確認し、記録を残す。 | |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年4月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署②所属長 | 保健センター所長　中野　悟 | 保健センター所長　宮川　加奈子 | 事後 | ①重要な変更に当たらない。組織変更による軽微な修正の |
| 平成29年6月1日 | Ⅰ－1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | ・母子保健法に基づき、妊娠・出産又は育児に関する保健指導、新生児の訪問指導、健康診 | ・母子保健法に基づき、妊娠・出産又は育児に関する保健指導、新生児の訪問指導、健康診 | 事前 | |
| 平成29年6月1日 | Ⅰ－1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | 健康福祉情報システム、住民基本台帳システム、中間サーバー | 健康福祉情報システム、住民基本台帳システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機 | 事前 | |
| 平成29年4月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署②所属長 | 保健センター所長　宮川　加奈子 | 保健センター所長　髙橋　直樹 | 事後 | ①重要な変更に当たらない。組織変更による軽微な修正の |
| 平成30年4月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署②所属長 | 保健センター所長　髙橋　直樹 | 保健センター所長　小川　祐貴子 | 事後 | ①重要な変更に当たらない。組織変更による軽微な修正の |
| 平成30年7月2日 | Ⅱ－1　対象人数 | 平成27年2月26日　時点 | 平成30年7月2日　時点 | 事後 | |
| 平成30年7月2日 | Ⅱ－1　取扱者数 | 平成27年2月26日　時点 | 平成30年7月2日　時点 | 事後 | |
| 令和1年6月20日 | 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名 | 保健センター所長　小川　祐貴子 | 保健センター所長 | 事後 | 評価書様式の変更 |
| 令和1年6月20日 | Ⅱ－1　対象人数 | 平成30年7月2日　時点 | 令和1年6月20日　時点 | 事後 | |
| 令和1年6月20日 | Ⅱ－1　取扱者数 | 平成30年7月2日　時点 | 令和1年6月20日　時点 | 事後 | |
| 令和1年6月20日 | Ⅳ　リスク対策 | ※項目無し | ※全項目追加 | 事後 | 評価書様式の変更 |
| 令和2年7月30日 | Ⅰ－1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | 健康福祉情報システム、住民基本台帳システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機 | 新健康管理システム（健康かるて）、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能 | 事後 | 再実施 |
| 令和2年7月30日 | Ⅱ－1　対象人数 | 令和1年6月20日　時点 | 令和2年7月30日　時点 | 事後 | |
| 令和2年7月30日 | Ⅱ－1　取扱者数 | 令和1年6月20日　時点 | 令和2年7月30日　時点 | 事後 | |
| 令和3年8月19日 | Ⅰ－4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第１９ | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第１９ | 事前 | |
| 令和3年8月19日 | Ⅱ－1　対象人数 | 令和2年7月30日　時点 | 令和3年8月19日　時点 | 事後 | |
| 令和3年8月19日 | Ⅱ－1　取扱者数 | 令和2年7月30日　時点 | 令和3年8月19日　時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和7年2月18日 | Ⅰ－1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要 | ・母子保健法に基づき、妊娠・出産又は育児に関する保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導、妊娠届け出の受理及び母子健康手帳交付の実施、低体重児の届け出の受理等に関する事務処理、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務処理、及び養育医療における費用徴収等に関する事務の処理を行っている。<br>・中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。<br>・サービス検索・電子申請機能で妊娠届出書の受領、マイナポータルのお知らせ機能での健康診査の通知をする。 | ・母子保健法に基づき、妊娠・出産又は育児に関する保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導、妊娠届け出の受理及び母子健康手帳交付の実施、低体重児の届け出の受理等に関する事務処理、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務処理、及び養育医療における費用徴収等に関する事務の処理を行っている。<br>・中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。<br>・サービス検索・電子申請機能で妊娠届出書の受領、マイナポータルのお知らせ機能での健康診査の通知をする。 | 事後 | |
| 令和7年2月18日 | Ⅰ－1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | 新健康管理システム（健康かるて）、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能 | 新健康管理システム（健康かるて）、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能 | 事後 | |
| 令和7年2月18日 | 3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項　別表第一（49の項） | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項<br>別表70の項 | 事後 | |
| 令和7年2月18日 | Ⅰ－4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第8号　別表第二（70の項） | 情報照会：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項、96の項<br>情報提供：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42の項、48の項、71の項、80の項、95の項、112の項、125の項、161の項 | 事後 | |
| 令和7年2月18日 | Ⅱ－1　対象人数 | 令和3年8月19日　時点 | 令和7年2月18日　時点 | 事後 | |
| 令和7年2月18日 | Ⅱ－1　取扱者数 | 令和3年8月19日　時点 | 令和7年2月18日　時点 | 事後 | |
| 令和7年2月18日 | Ⅳ－8　人手を介在させる作業 | ※項目無し | ※項目追加 | 事後 | 評価書様式の変更 |
| 令和7年2月18日 | Ⅳ－11　最も優先度が高いと考えられる対策 | ※項目無し | ※項目追加 | 事後 | 評価書様式の変更 |